

〔 受水槽式
直結増圧式 〕

給水装置設置条件承諾書

年 月 日

申 込 者 (所 有 者)	住 所
	氏 名 印
	電話番号 ()
管 理 責 任 者	住 所
	氏 名 印
	電話番号 ()
給 水 装 置 場 所	新庄市
建 物 の 名 称	

受水槽式及び直結増圧式給水による給水装置工事申込みにあたり、新庄市上下水道課が示す下記条件を承諾のうえ、給水装置の適正な維持管理を行います。

記

1. 維持管理について

- (1) 給水装置の維持管理責任者は、所有者又は管理責任者にあることを認識し、出水不良・増圧設備及び給水器具の破損・事故等が生じた場合は、責任をもって対処すること。
- (2) 増圧設備の機能を適正に保つため、1年以内に1回以上の保守点検を行うこと。
- (3) 緊急時の迅速な対応を可能とするため、指定する表示板等を指定の位置に掲示すること。
- (4) メーター検針、取替、停水及び閉栓等、新庄市上下水道課が行う業務により、新庄市上下水道課職員等が敷地内及び建物内に立ち入ることに同意すること。

2. 使用者への周知について

- (1) 建物の入居者・使用者等に対し、入居契約・建物入居の際、給水方式及び給水装置の説明を必ず行うほか、特に次の各事項について説明のうえ、給水設備に関し周知徹底に努めること。
 - ① 計画的又は緊急的な配水管の減・断水時は、水使用が困難な状況となる恐れがあること。
 - ② 停電や事故等により増圧設備の停止時は、断水若しくは濁り水等の生じる恐れがあること。
 - ③ 計量法に基づき、新庄市上下水道課が実施するメーター取替等の際、一時的に断水が生じること。
 - ④ 出水不良及び給水器具の不具合等給水装置に関する連絡先は、所有者又は管理責任者であること。
 - ⑤ 新庄市上下水道課が行う業務により、新庄市上下水道課職員等が敷地及び建物内に立ち入ることがあること。

3. 損害の補償について

- (1) 増圧設備の故障・事故等により、新庄市上下水道課及び水道使用者等に損害を与えた場合は、所有者又は管理責任者の責任において処理するほか、これに伴う損害補償を行うこと。

4. 維持管理届について

- (1) 所有者又は管理責任者に変更が生じた場合は、速やかに指定様式により、新庄市上下水道課に届け出ます。なお、新所有者又は管理責任者に、設置条件を含め詳細に権利継承すること。